## 川越市週休2日制モデル工事試行要領(土木工事) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新(改正後)	旧(現行)
(対象とするモデル工事)	(対象とするモデル工事)
第5条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、	第5条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、
発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は除	発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は除
< ∘	< ∘
(1) 竣工時期や現場条件(出水期、交通規制等)に制約が大	(1) 機械設備工事
きい工事	(2) 竣工時期や現場条件(出水期、交通規制等)に制約が大
(2) 緊急を要する工事(災害復旧工事、応急工事等)	きい工事
(3) 単価契約方式による工事	(3) 緊急を要する工事(災害復旧工事、応急工事等)
(4) 前各号に掲げる場合のほか、週休2日の実施が困難な工	(4) 単価契約方式による工事
事	(5) 前各号に掲げる場合のほか、週休2日の実施が困難な工
	事
(発注方式)	(発注方式)
第6条	第6条
1 (略)	1 (略)
	2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別記「入札
	公告等、特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である旨
	の明示」に基づき入札公告等に発注方式を明示するものとす
	<u>る。</u>

## 新(改正後)

(実施方法)

- 第9条 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別記「入 札公告等、特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である 旨の明示」に基づき入札公告等に明示する。
- 2 (略)
- 3 モデル工事の実施は、次のとおりとする。
- (1)、(2) (略)
- (3) 現場施工完了後
  - ア 受注者は、工事完成予定日の21日前までに、対象期間 全ての休日取得実績書を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料(作業日報等)を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。
  - イ 受注者は、工事完成予定日の21日前までに現場施工完了していない場合は、アに規定する提出日から現場施工完了日までの休日取得については、見込みで提出する。また、変更があった場合は、その都度速やかに再提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。
  - ウ 発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、前条に定める 経費について必要となる契約変更を行う。

## 旧(現行)

(実施方法)

- 第9条 <u>発注者は、入札公告等、特記仕様書にモデル工事であ</u>る旨を明示する。
- 2 (略)
- 3 モデル工事の実施は、次のとおりとする。
- (1)、(2) (略)
- (3) 現場施工完了後
  - ア 受注者は、現場施工完了日から3日以内かつ工事完成通知書提出予定日の21日前までに、最終の休日取得実績書を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料(作業日報等)を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。
  - イ 発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、前条に定める 経費について必要となる契約変更を行う。ただし、アに規 定する提出期限内に休日取得実績書等の提出がなかった 場合には、モデル工事を履行できなかったものとして扱 う。

新 (改正後)	旧(現行)
附則	附則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。	この要領は、令和2年4月1日から施行する。
附則	附則
この要領は、令和2年4月10日から施行する。	この要領は、令和2年4月10日から施行する。
附則	附則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。	この要領は、令和3年4月1日から施行する。
<u>附 則</u>	
この要領は、令和6年4月1日から施行する。	
ただし、本要領の施行日以前に公告した工事及び契約済みの工	
事においても、受発注者間の協議により適用することができる。	